

令和7年4月1日から適用

体外受精・顕微授精のための 遠方通院サポート

遠方（自宅からおおむね60分以上）の市外の生殖補助医療機関で、体外受精または顕微授精を受ける方の“交通費”を助成します。

対象者

遠方の生殖補助医療機関で体外受精または顕微授精を受けているご夫婦（事実婚含む）

※生殖補助医療を行うにあたり、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を伴う男性不妊治療の通院費も対象。

助成金額

1 クールの治療につき

市の定める基準額 × 通院回数（上限 8 回）

※1 クールの治療とは、採卵の準備～妊娠判定までの一連の治療

対象期間

令和7年4月1日以降の通院分より適用

申請期限は、申請するコースの終了日から1年以内

必要書類

- ☐ 体外受精・顕微授精のための遠方通院支援事業助成金交付申請書
- ☐ 医療機関が発行した生殖補助医療にかかる領収書および明細書
- ☐ 振込先の金融口座が確認できる通帳等の写し
- ☐ （事実婚の場合）申請者とパートナーの戸籍謄本

申請先

いわき市総合保健福祉センター 3 階 こども家庭課 母子保健係
（いわき市内郷高坂町四方木田191）

問合せ

いわき市

こどもみらい部 こども家庭課 母子保健係

☎ 0246-27-8597

いわき市 体外受精 交通費 🔍



市の定める基準額

通院先		基準額（円）	通院先		基準額（円）	
県内	福島市	3,000	県外	宮城県	3,000	
	郡山市	2,000		山形県	5,000	
	会津若松市	3,000		新潟県	6,000	
※いわき市内は対象外				茨城県	3,000	
				栃木県	2,000	
				東京都 その他	5,000	

留意点

- 通院日において、いわき市に住民票を有する方に限ります。
- 夫婦で通院しても、どちらか一方が通院しても、「1回の通院」となります。
また、夫婦で居住地が異なる場合などは、ご相談ください。
- 薬や処方箋の受け取りのみ、カウンセリング等の通院は対象外です。
- 可能な限り、1クール毎に申請してください。
- 通院の回数および治療内容について、市が通院先の医療機関に問い合わせることがありますのでご了承ください。

